

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年 5月27日

【会社名】 株式会社デジタルハーツ

【英訳名】 DIGITAL Hearts Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 CEO 宮澤 栄一

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

【電話番号】 03(3379)2053(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 財務経理本部長 風間 啓哉

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

【電話番号】 03(3379)2053(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 財務経理本部長 風間 啓哉

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【提出理由】

当社は、平成25年5月24日開催の取締役会において、株主総会での承認決議等所定の手続を経た上で、単独株式移転の方法により持株会社（「株式会社ハーツユナイテッドグループ」）を設立することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき、臨時報告書を提出いたします。

## 2 【報告内容】

### (1) 当該株式移転の目的

当社グループは、「Made in JapanからChecked by Japanへ」というスローガンのもと、国内外で増加傾向にある消費者視点からのユーザーデバッグ需要と多様化する顧客ニーズに対応したサービス展開に注力して参りました。その過程において、韓国、米国及びタイ王国に子会社を設立し積極的に海外展開を推進するとともに、デバッグと関連する開発及びプロモーション等の工程における顧客ニーズの拡大に包括的に対応するため、開発アウトソーシング事業を展開する株式会社G & Dを設立し、メディア事業を営むAetas株式会社を子会社化するなど、グループを通じて複数のサービスを一貫してワンストップで提供できる体制を構築し、着実にグループ規模及びその事業範囲を拡大して参りました。

このような状況のもと、海外展開を加速させるとともに、新規事業を創造し、外部リソースとの親和的融合及び投資効率を鑑みたスピード経営を図るためには、経営と執行の分離をより徹底させた経営体制の確立と、事業子会社における事業運営の集中により各事業の専門性をさらに高めていくことが必要不可欠であると判断し、純粋持株会社体制へ移行することといたしました。

新たに設立される持株会社は、グループ全体の経営を行う統括会社として、新たなコーポレートガバナンス体制のもと、環境変化に対応した機動的かつダイナミックな経営判断により経営の機動性を向上させるとともに、効果的な経営資源の調達及び配分を行うことでグループの経営効率を向上させ、グループ全体の永続的な成長を実現して参ります。

当社グループは、今後もデバッグサービスの提供事業を軸としつつ幅広いビジネス展開を積極的に推進することで、デジタル社会に必要不可欠な企業集団として企業価値の向上を図って参ります。

なお、持株会社体制への移行は、平成25年6月27日開催予定の第12回定時株主総会において承認可決されることを前提としております。本株式移転により、当社は持株会社の完全子会社となるため、当社株式は上場廃止となりますが、新たに設立される持株会社の株式については、東京証券取引所市場第一部への新規上場を申請する予定です。上場日は東京証券取引所の審査によりますが、持株会社の設立登記日（株式移転効力発生日）である平成25年10月1日を予定しております。

### (2) 当該株式移転の方法、株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）、その他の株式移転計画の内容

#### 株式移転の方法

当社を株式移転完全子会社、持株会社を株式移転設立完全親会社とする単独株式移転です。

#### 株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

	株式会社ハーツユナイテッドグループ （完全親会社）	株式会社デジタルハーツ （完全子会社）
株式移転比率	1	1

#### (注) 1. 株式移転比率

株式の割当比率については、当社の普通株式1株に対して、持株会社の普通株式1株を割当交付いたします。

#### 2. 単元株式数

持株会社は単元株制度を採用し、1単元の株式数を100株といたします。

3. 株式移転により交付する新株式数(予定)

11,617,800株(予定)

上記新株式数は平成25年3月31日時点における当社の発行済株式総数を基に算出しております。本株式移転の効力発生に先立ち、当社の発行済株式総数が変化した場合には、持株会社が交付する上記新株式数は変動いたします。

株式移転計画の内容

ア 株式移転の日程

定時株主総会基準日	平成25年3月31日(日)
株式移転計画承認取締役会	平成25年5月24日(金)
株式移転計画承認定時株主総会	平成25年6月27日(木)(予定)
上場廃止日	平成25年9月26日(木)(予定)
持株会社設立登記日(株式移転効力発生日)	平成25年10月1日(火)(予定)
持株会社上場日	平成25年10月1日(火)(予定)

イ その他の株式移転計画の内容

その他の株式移転計画の内容は、以下「株式移転計画書(写)」に記載のとおりであります。

株式移転計画書(写)

株式会社デジタルハーツ(以下「甲」という。)は、甲を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社(以下「乙」という。)を設立するための株式移転(以下「本株式移転」という。)を行うにあたり、次のとおり株式移転計画(以下「本計画」という。)を定める。

(乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項)

第1条 乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。

(1)目的

乙の目的は、(別紙1)「株式会社ハーツユナイテッドグループ定款」第2条に記載のとおりとする。

(2)商号

乙の商号は、「株式会社ハーツユナイテッドグループ」とし、英文では、「Hearts United Group Co.,Ltd.」と表示する。

(3)本店の所在地

乙の本店の所在地は、東京都港区とする。

(4)発行可能株式総数

乙の発行可能株式総数は、38,400,000株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、乙の定款で定める事項は、(別紙1)「株式会社ハーツユナイテッドグループ定款」に記載のとおりとする。

(乙の設立時取締役等の氏名及び設立時会計監査人の名称)

第2条 乙の設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

宮澤 栄一、松本 壮志、風間 啓哉

2. 乙の設立時監査役の氏名は次のとおりとする。

伊達 将英、寺尾 幸治(社外監査役)、高井 峰雄(社外監査役)、二川 敏文(社外監査役)

3. 乙の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

有限責任 あずさ監査法人

(本株式移転に際して交付する株式及びその割当て)

第3条 乙は、本株式移転に際して、本株式移転が効力を生ずる時点の直前時(以下「基準時」という。)の甲の株主名簿に記載又は記録された甲の株主(以下「割当対象株主」という。)に対し、その保有する甲の普通株式の総数と同数の乙の普通株式を交付する。

2. 乙は、本株式移転に際して、割当対象株主に対し、その保有する甲の普通株式1株につき、乙の普通株式1株の割合をもって割当てる。

(乙の資本金及び準備金の額)

第4条 乙の設立時における資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

- (1) 資本金の額  
300,000,000円
- (2) 資本準備金の額  
300,000,000円
- (3) 利益準備金の額  
0円

(本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て)

第5条 乙は、本株式移転に際し、基準時の甲の新株予約権原簿に記載または記録された、甲が発行している「株式会社デジタルハーツ第1回新株予約権」(その内容は(別紙2)のとおりであり、以下「甲第1回新株予約権」という。)の新株予約権者に対して、その保有する甲第1回新株予約権に代わり、その保有する甲第1回新株予約権の総数と同数の乙の「株式会社ハーツユナイテッドグループ第1回新株予約権」(その内容は(別紙3)のとおりであり、「乙第1回新株予約権」という。)を交付する。また、乙は、本株式移転に際し、基準時の甲の新株予約権原簿に記載または記録された甲第1回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する甲第1回新株予約権1個につき乙第1回新株予約権1個を割当てる。

2. 乙は、本株式移転に際し、基準時の甲の新株予約権原簿に記載または記録された、甲が発行している「株式会社デジタルハーツ第2回新株予約権」(その内容は(別紙4)のとおりであり、以下「甲第2回新株予約権」という。)の新株予約権者に対して、その保有する甲第2回新株予約権に代わり、その保有する甲第2回新株予約権の総数と同数の乙の「株式会社ハーツユナイテッドグループ第2回新株予約権」(その内容は(別紙5)のとおりであり、「乙第2回新株予約権」という。)を交付する。また、乙は、本株式移転に際し、基準時の甲の新株予約権原簿に記載または記録された甲第2回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する甲第2回新株予約権1個につき乙第2回新株予約権1個を割当てる。

(乙の成立の日)

第6条 乙の設立の登記をすべき日(以下「乙の成立の日」という。)は、平成25年10月1日とする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

(本計画承認株主総会)

第7条 甲は、平成25年6月27日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、手續の進行に応じて必要あるときは、甲は、株主総会の開催日を変更することができる。

(乙の上場証券取引所)

第8条 乙は、乙の成立の日において、その発行する普通株式の東京証券取引所市場第一部への上場を予定する。

(乙の株主名簿管理人)

第9条 乙の株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

(事情変更)

第10条 本計画の作成後、乙の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲の取締役会の決議により、本株式移転に関する条件を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

(本計画の効力の発生)

第11条 本計画は、甲の株主総会において本計画の承認が得られなかった場合又は国内外の法令に定める関係官庁の許認可等（関係官庁に対する届出の効力の発生等を含む。）が得られなかった場合は、その効力を失う。

平成25年5月24日

甲：東京都新宿区西新宿三丁目20番2号  
株式会社デジタルハーツ  
代表取締役社長 宮澤 栄一

(別紙1)

株式会社ハーツユナイテッドグループ 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ハーツユナイテッドグループと称し、英文では Hearts United Group Co.,Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. 家庭用および業務用の製品（電子計算機、移動体端末、家電、アミューズメント機器等）に搭載もしくは、使用されるソフトウェアおよびハードウェア関連機器のデバッグ事業（品質検査業）
2. コンピュータによる情報処理事業
3. 国内および国際付加価値通信網による情報提供サービス事業
4. 前各号に関連する機器およびソフトウェアの企画、開発、製造、販売、輸入、賃貸、設置およびメンテナンス、ならびにこれらに関連するコンサルティング・サービスの提供
5. 前各号に関連する出版物の企画、製作、製造、輸入、販売
6. 前各号に関連する開発技術者の派遣
7. 前各号に関連する開発技術者および人材育成のための教育事業およびイベント等の企画運営
8. 前各号に関連する経営コンサルティング業
9. 前各号に関連する市場調査、宣伝および広告業
10. 一般労働者派遣事業
11. 有料職業紹介事業
12. 前各号に関連するソフトウェア・ハードウェアの使用に関するユーザーサポートの代行業務
13. その他商業全般
14. 上記各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株式

### (発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、38,400,000株とする。

### (単元株式数)

第6条 当社の単元株式数は、100株とする。

### (単元未満株式についての権利)

第7条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

### (自己株式の取得)

第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

### (株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

### (株式取扱規則)

第10条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### (基準日)

第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。

## 第3章 株主総会

### (招集)

第12条 定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

### (招集権者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

### (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

### (議決権の代理行使)

- 第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。
2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

- 第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。
2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

- 第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

#### 第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

- 第18条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

- 第19条 当社の取締役は、15名以内とする。

(取締役の選任および解任)

- 第20条 取締役は、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
4. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。
2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

- 第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」と総称する。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第31条 当社は、監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第32条 当社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第35条 監査役会はその決議により、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

(監査役会の決議)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

(監査役会の議事録)

第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令の定める事項は、議事録に記載または記録し、出席監査役がこれに記名押印または電子署名する。



( 監査役会規則 )

第39条 監査役会に関する事項については、法令および定款に定めるもののほか、監査役会で定める監査役会規則による。

( 監査役の報酬等 )

第40条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

( 監査役の責任免除 )

第41条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第6章 会計監査人

( 会計監査人の設置 )

第42条 当社は、会計監査人を置く。

( 会計監査人の選任 )

第43条 当社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

( 会計監査人の任期 )

第44条 当社の会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 当社の会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

( 会計監査人の報酬等 )

第45条 当社の会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

( 会計監査人の責任免除 )

第46条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第7章 計算

( 事業年度 )

第47条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

( 期末配当金 )

第48条 当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

( 中間配当金 )

第49条 当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

( 期末配当金等の除斥期間 )

第50条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

( 附則 )

( 最初の事業年度 )

第 1 条 当会社の最初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から平成26年3月31日までとする。

( 取締役および監査役の当初の報酬等 )

第 2 条 第29条および第40条の規定にかかわらず、当会社成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役および監査役の報酬等の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- ( 1 ) 取締役の報酬等の総額は、月額3,000万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与および賞与を含まないこととする。）とする。  
( 2 ) 監査役の報酬等の総額は、月額200万円以内とする。

( 附則の削除 )

第 3 条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会の終結の時をもってこれを削る。

( 別紙 2 ) 株式会社デジタルハーツ第 1 回新株予約権

株式会社デジタルハーツ第 1 回新株予約権の内容

1 . 新株予約権の名称 株式会社デジタルハーツ第 1 回新株予約権

2 . 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権 1 個につき目的たる株式の数は普通株式1,200株とする。

新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

3 . 各新株予約権の発行価額

無償

4 . 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

1 株当たり金14円

新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く）は、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」、「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

5 . 新株予約権を行使することができる期間

平成20年4月1日から平成26年3月31日まで

6 . 新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役、監査役の任期満了による退任、会社都合による退職、定年退

職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

(2)新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

(3)その他の条件は、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

7. 株式の発行価額中資本に組み入れない額

1株につき7円

ただし、払込金額が調整された場合は調整後の払込金額の2分の1を超えない額とする。

8. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。

9. 株式交換、株式移転の際の承継

当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。承継される新株予約権の内容の決定の方針は次のとおりとする。

(1)目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

(2)目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。

調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

(3)権利行使に際して払い込むべき額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。

調整後の1円未満の額は切り捨てる。

(4)権利行使期間、その他の権利行使の条件、消却事由等

株式交換または株式移転に際して、当社取締役会が決定する。

(5)取締役会による譲渡承認

新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

10. 会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件(会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件)

(1)当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された時、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認議案又は株式移転の議案につき株主総会で承認された時は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(2)本新株予約権は、新株予約権の割当てを受けた者が上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により、権利を行使できる条件に該当しなくなった場合にその新株予約権を無償で取得することができる。

11. 新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求あるときに限って、新株予約権証券を発行するものとする。

(別紙3) 株式会社ハーツユナイテッドグループ第1回新株予約権

株式会社ハーツユナイテッドグループ第1回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称 株式会社ハーツユナイテッドグループ第1回新株予約権

2. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権1個につき目的たる株式の数は普通株式1,200株とする。

なお、平成25年5月24日以降当社成立の日の前日までにおける株式会社デジタルハーツ(以下「デジタルハーツ」という。)又は当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、平成25年5月24日以降当社成立の日の前日までにおけるデジタルハーツ又は当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、株式交換若しくは株式移転を行う場合、又は会社分割を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、合理的な範囲で、新株予約権の目的たる株式の数について必要と認める調整を

することができる。

3. 各新株予約権の発行価額

無償

4. 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

1株当たり金14円

平成25年5月24日以降当社成立の前日までににおけるデジタルハーツ又は新株予約権割当後における当社が株式分割または株式併合をする場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

平成25年5月24日以降当社成立の前日までににおけるデジタルハーツ又は当社が、他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、又は会社分割を行う場合等の調整については、必要最小限かつ合理的な範囲で1株当たりの払込金額を調整するものとする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成25年10月1日から平成26年3月31日まで

## 6. 新株予約権の行使の条件

- (1)新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役、監査役の任期満了による退任、会社都合による退職、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- (2)新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
- (3)その他の条件は、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

## 7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

## 8. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。

## 9. 株式交換、株式移転の際の承継

当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。承継される新株予約権の内容の決定の方針は次のとおりとする。

- (1)目的たる完全親会社の株式の種類  
完全親会社の同種の株式
- (2)目的たる完全親会社の株式の数  
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。  
調整後の1株未満の端数は切り捨てる。
- (3)権利行使に際して払い込むべき額  
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。  
調整後の1円未満の額は切り捨てる。
- (4)権利行使期間、その他の権利行使の条件、消却事由等  
株式交換または株式移転に際して、当社取締役会が決定する。
- (5)取締役会による譲渡承認  
新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

## 10. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1)当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された時、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認議案又は株式移転の議案につき株主総会で承認された時は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2)本新株予約権は、新株予約権の割当てを受けた者が上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により、権利を行使できる条件に該当しなくなった場合にその新株予約権を無償で取得することができる。

## 11. 新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求あるときに限って、新株予約権証券を発行するものとする。

## (別紙4) 株式会社デジタルハーツ第2回新株予約権

### 株式会社デジタルハーツ第2回新株予約権の内容

#### 1. 新株予約権の名称 株式会社デジタルハーツ第2回新株予約権

#### 2. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

新株予約権1個につき目的たる株式の数は普通株式1,200株とする。

新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数

について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

3. 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨  
無償
4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法  
1株当たり金192円

新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

5. 新株予約権を行使することができる期間  
平成20年11月1日から平成26年10月31日まで
6. 新株予約権の行使の条件
  - (1)新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、会社都合による退職、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
  - (2)新株予約権の譲渡および質入は、これを認めないものとする。
  - (3)その他の条件は、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
7. 株式の発行価額中資本に組み入れない額  
1株につき96円  
ただし、払込金額が調整された場合は調整後の払込金額の2分の1を超えない額とする。
8. 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。
9. 株式交換、株式移転の際の承継  
当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。承継される新株予約権の内容の決定の方針は次のとおりとする。
  - (1)目的たる完全親会社の株式の種類  
完全親会社の同種の株式
  - (2)目的たる完全親会社の株式の数  
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。  
調整後の1株未満の端数は切り捨てる。
  - (3)権利行使に際して払い込むべき額  
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。  
調整後の1円未満の額は切り捨てる。
  - (4)権利行使期間、その他の権利行使の条件、消却事由等  
株式交換または株式移転に際して、当社取締役会が決定する。
  - (5)取締役会による譲渡承認  
新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。
10. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1)当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された時、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認議案又は株式移転の議案につき株主総会で承認された時は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2)本新株予約権は、新株予約権の割当てを受けた者が上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により、権利を行使できる条件に該当しなくなった場合にその新株予約権を無償で取得することができる。

11. 新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求あるときに限って、新株予約権証券を発行するものとする。

(別紙5) 株式会社ハーツユナイテッドグループ第2回新株予約権

株式会社ハーツユナイテッドグループ第2回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称 株式会社ハーツユナイテッドグループ第2回新株予約権  
2. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

新株予約権1個につき目的たる株式の数は普通株式1,200株とする。

なお、平成25年5月24日以降当社成立の前日までににおける株式会社デジタルハーツ(以下「デジタルハーツ」という。)又は当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、平成25年5月24日以降当社成立の前日までににおけるデジタルハーツ又は当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、株式交換若しくは株式移転を行う場合、又は会社分割を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、合理的な範囲で、本新株予約権の目的たる株式の数について必要と認める調整をすることができる。

3. 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨  
無償

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法  
1株当たり金192円

平成25年5月24日以降当社成立の前日までににおけるデジタルハーツ又は新株予約権発行後における当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

平成25年5月24日以降当社成立の前日までににおけるデジタルハーツ又は当社が、他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、又は会社分割を行う場合等の調整については、必要最小限かつ合理的な範囲で1株当たりの払込金額を調整するものとする。

5. 新株予約権を行使することができる期間  
平成25年10月1日から平成26年10月31日まで

## 6. 新株予約権の行使の条件

- (1)新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、会社都合による退職、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- (2)新株予約権の譲渡および質入は、これを認めないものとする。
- (3)その他の条件は、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

## 7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

## 8. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。

## 9. 株式交換、株式移転の際の承継

当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。承継される新株予約権の内容の決定の方針は次のとおりとする。

### (1)目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

### (2)目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。  
調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

### (3)権利行使に際して払い込むべき額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。  
調整後の1円未満の額は切り捨てる。

### (4)権利行使期間、その他の権利行使の条件、消却事由等

株式交換または株式移転に際して、当社取締役会が決定する。

### (5)取締役会による譲渡承認

新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

## 10. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1)当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認議案又は株式移転の議案につき株主総会で承認された時は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2)本新株予約権は、新株予約権の割当てを受けた者が上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により、権利を行使できる条件に該当しなくなった場合にその新株予約権を無償で取得することができる。

## 11. 新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求あるときに限って、新株予約権証券を発行するものとする。

以上

### (3)株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）の算定根拠

本株式移転におきましては、当社単独の株式移転によって完全親会社1社を設立するものであり、株式移転時の当社の株主構成と持株会社の株主構成に変化がないことから、株主の皆さまに不利益を与えないことを第一義として、株主の皆さまの所有する当社普通株式1株に対して、持株会社の普通株式1株を割当交付することといたしました。

なお、上記理由により、第三者機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

### (4)当該株式移転の後の株式移転設立完全親会社となる会社の概要（予定）



商号	株式会社ハーツユナイテッドグループ
本店の所在地	東京都港区
代表者の氏名	代表取締役社長 CEO 宮澤 栄一
資本金の額	300,000千円
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	子会社等の経営管理及びそれに付帯または関連する業務

以上